

1 各会計決算総括表

(単位 千円)

区 分	決算額			翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額
	歳 入	歳 出	歳入歳出差引額		
一般会計 ①	26,599,009	25,385,020	1,213,988	454,267	759,720
特別会計 ② (③+④+⑤+⑥)	14,477,463	14,141,733	335,728	8,000	327,728
国民健康保険 ③	6,164,362	6,074,860	89,501	0	89,501
介護保険 ④	4,482,172	4,381,368	100,804	0	100,804
下水道事業 ⑤	2,337,539	2,224,480	113,058	8,000	105,058
後期高齢者医療 ⑥	1,493,390	1,461,025	32,365	0	32,365
合 計 ①+②	41,076,472	39,526,753	1,549,716	462,267	1,087,448

※ 記載金額は、区分ごとに表示単位未満を切捨てて表示しています。

※ 下水道事業特別会計は、地方公営企業法が適用されたことに伴い、平成31年3月31日に打ち切決算を行い、歳入歳出差引額は、同法の規定による清須市下水道事業会計へ引き継がれています。

[用語の解説]

翌年度へ繰り越すべき財源

会計年度独立の原則の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度において執行するために繰り越しをした額等の合計から、決算年度中に歳入されなかったが翌年度において確実に収入が見込まれる特定財源を控除した額をいう。

実質収支額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、歳入歳出差引額から、翌年度繰越額を控除した額をいう。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支額の黒字、赤字により判断する。